

実 績 評 価 書

平成 1 6 年 7 月

政策体系	番 号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	6	安定した労使関係等の形成を促進すること
	III	集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
担当部局・課	主管部局・課	政策統括官付労政担当参事官室、中央労働委員会事務局総務課
	関係部局・課	中央労働委員会事務局審査第一課、審査第二課、審査第三課、調整第一課、調整第二課及び調整第三課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	不当労働行為事件の迅速かつ適切な解決・処理を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 不当労働行為救済制度において、迅速かつ適切な審査を行うことにより、不当労働行為事件の命令・決定や取下・和解による終結を図る。					
(評価指標)	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
不当労働行為事件の係属・処理状況(前年繰越、新規申立て、事由別終結件数)					
(備 考) 「別表 1 不当労働行為事件の係属・処理状況 (前年繰越、新規申立て、事由別終結件数)」参照					
(評価指標)	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
不当労働行為事件の処理日数 (手続段階別平均処理日数)					
(備 考) 「別表 2 不当労働行為事件の処理日数 (手続段階別平均処理日数)」参照					
実績目標 2	労使紛争の早期かつ適切な解決を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 中央労働委員会があっせん、調停及び仲裁を行うことにより、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し又はそれを解決する。					
(評価指標)	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
調整事件に係る平均処理日数	27.5	54.0	26.0	41.1	22.5

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

不当労働行為再審査事件については、それまで50件台であった新規申立件数が平成12年以降は60件台半ばで推移しており、平成15年には65件となっている。一方、事件の終結件数は、平成15年においては、命令・決定は35件と過去最高の件数となったものの、和解・取下が22件と複数事件の一括和解があった前年に比べ大幅に減少したため、合計では57件と前年に比べ26件減少した。この結果、次年繰越件数は270件と、8件の増加となった。

また、終結事件のうち、命令・決定により終結した事件の平均処理日数は、複雑かつ困難で長期に渡る事件が多く処理されたことに伴い1,102日と前年に比し79日増加しており、その処理に約3年の期間を要する現状にある。

労働争議の調整については、平成15年度において終結した件数は21件であり、うち調整により解決に至ったものが12件となっている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

平成15年の不当労働行為再審査事件の係属・処理状況を見ると、新規申立件数はここ数年は60件を超える状況にあるが、事件処理に尽力した結果、命令・決定件数は35件と過去最高の件数となった。しかし和解・取下件数が前年に比べ減少した結果、次年繰越件数は前年に比べ8件増加しており、なお多くの事件について審査が遅延している状況にある。

再審査命令に対する取消訴訟の提起率や取消訴訟における命令の全部又は一部の取消率も、平成13～15年平均でそれぞれ70.7%（平成12～14年平均で63.9%）、22.0%（同34.2%）となっており、取消訴訟における取消率の改善は見られるものの、命令内容のより一層の的確化が引き続き課題となっている。

また、平成15年度の調整事件の実績については、係属件数が25件であり、うち同年度に終結した件数は21件である。終結した事件のうち調整により解決に至ったものは12件であり、解決率は57.1%である。

集团的労使紛争については、不当労働行為審査制度と、労働争議調整制度が、安定した労使関係の形成に寄与していると考えられるが、特に不当労働行為審査制度については、審査のより一層の迅速化、的確化に向けた取組が求められる。

政策手段の効率性の評価

平成15年の不当労働行為再審査事件の終結事件のうち、命令・決定により終結した事件の平均処理日数は、約3年の期間を要している。なお、平均処理日数は前年に比し79日増加しているが、これは複雑かつ困難で長期に渡る事件が多く処理されたことに伴うものである。

これを手続段階別平均処理日数で見ると、迅速・効率的な審査に努めた結果、申立てから第1回審問までの期間、第1回審問から結審までの処理日数はともに減少した。しかし、複雑かつ困難で長期に渡る事件の処理により結審から命令・決定書交付までの処理日数が前年に比べ296日増加しており、この期間の短縮がより一層の課題である。

労使紛争の調整については、平成15年度に終結した調整事件の平均処理日数は22.5日であり、改善が図られた。

総合的な評価

中央労働委員会の不当労働行為審査制度及び労働争議の調整制度は、集团的労使紛争の解決に寄与し、労使関係の安定化に有効に機能していると考えられるが、不当労働行為審査制度については、多くの事件について審査が遅延していること、取消訴訟における命令の取消率が高いことなどの問題があり、審査のより一層の迅速化、的確化に向けた対応が必要である。

このような状況を踏まえ、審査の迅速化及び的確化を図るため、労働委員会における審査の手続及び体制の整備等を内容とする「労働組合法の一部を改正する法律案」を平成16年3月に国会に提出したところである。

評価分類	分析分類
③	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(実績目標1について)

労働委員会における審査のより一層の迅速化、的確化については、

「審査の遅延を始めとする制度の問題点を解消し、審査の迅速化、的確化を実現するためには、もはや運用の改善にとどまらず、労働組合法の改正を含む制度の抜本的な見直しを行い、『平均審査期間を半減すること』を目標として、総合的な取組を強力に進めていく必要があると考える。」(「不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会報告」平成15年7月31日)

「不当労働行為審査制度については、公労使の三者構成で労使紛争を解決するという労働委員会の特性を十分考慮しつつ、法的措置を中心とする制度の抜本的な見直しを図ることが必要であり、審査手続及び審査体制の両面にわたる総合的な取組が進められるべきである」(「労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について」平成15年12月16日 労働政策審議会建議)

と、指摘されている。

全国労働委員会連絡協議会では、平成15年に同協議会の下、中労委及び地労委の公労使委員をメンバーとする「審査業務改善等フォローアップ小委員会」が設置され、同年9月に審査業務の改善についての報告が出されたところである。さらに、同協議会の下、中労委及び地労委の公労使委員等をメンバーとする「審査促進等実行委員会」及び「制度基本問題研究会」が設置され、審査業務改善等フォローアップ小委員会の報告で示された具体的課題及び不当労働行為事件の審査に係る制度の基本問題について検討を進めている。

また、中労委では、公労使委員をメンバーとする審査手続の改善に資するための懇談会(不当労働行為事件審査の迅速化等に関する公労使による懇談会)において、平成14年3月再審査事件処理についての改善のための具体的意見がとりまとめられ、これに基づき、委員及び事務局が改善事項の速やかな実行に取り組んでいる。さらに、引き続き中労委の公労使委員をメンバーとする委員会(不当労働行為事件の審査迅速化等に関する実行推進委員会)を平成15年に設置し、改善事項の実施状況の把握、実施過程で生じた問題の解決方策の検討等を行っている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし

③総務省による行政評価・監視等の状況
なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし

⑤会計検査院による指摘
なし

別表1 不当労働行為事件の係属・処理状況(前年繰越、新規申立て、事由別終結状況)

(単位:件)

	係属件数			終結件数			次年繰越
	前年繰越	新規申立	係属計	取下・和解	命令・決定	終結計	
H11	277	51	328	26	31	57	271
H12	271	64	335	41	15	56	279
H13	279	64	343	38	26	64	279
H14	279	66	345	52	31	83	262
H15	262	65	327	22	35	57	270

(注)実績は暦年のものである。

資料出所:労働委員会年報

別表2 不当労働行為事件の処理日数(手続段階別平均処理日数)

(単位:日)

	申立てから第1回審問 までの期間	第1回審問から結審前 までの期間	結審から命令書交付 までの期間	計
H11	269	99	1,501	1,869
H12	257	64	1,135	1,456
H13	287	115	881	1,283
H14	387	128	508	1,023
H15	271	27	804	1,102

(注1)実績は暦年のものである。

(注2)審問を経て、その年に命令・決定がなされたものを対象としている。

資料出所:労働委員会年報